

議案第 85 号

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例

ひたちなか市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「75人」を「115人」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（認定審査会の委員の任期）

第2条の2 令第6条第1項の規定により条例で定める委員の任期は、3年とする。

第3条中「9を」を「15を」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

ひたちなか市介護保険条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(介護認定審査会の委員の定数)                      第2条 ひたちなか市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の数は、<u>75</u>人以内とする。</p> <p>(合議体の数と構成する委員の定数)                      第3条 合議体の数は<u>9</u>を超えない範囲内で、一の合議体を構成する委員の数は9人を超えない範囲内で、規則で定める。</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)                      第2条 ひたちなか市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の数は、<u>115</u>人以内とする。</p> <p>(認定審査会の委員の任期)                      第2条の2 <u>令第6条第1項の規定により条例で定める委員の任期は、3年とする。</u></p> <p>(合議体の数と構成する委員の定数)                      第3条 合議体の数は<u>15</u>を超えない範囲内で、一の合議体を構成する委員の数は9人を超えない範囲内で、規則で定める。</p>	